

報道関係者各位

令和7年12月3日

入札参加停止措置の取り消しについて

本市が令和7年11月17日付けで通知した入札参加停止について、その根拠となる事実誤認があったことが判明しました。つきましては、当該措置を当初に遡ってこれを取り消しますので、お知らせします。

入札参加停止を取り消す業者名(所在地)	株式会社 ウォーターエージェンシー (東京都新宿区東五軒町3番25号)						
取り消す措置	令和7年11月17日付け舞総契第45号による入札参加停止措置 (停止期間：令和7年11月18日から令和8年2月17日まで)						
概要	本市が入札参加停止の根拠とした国土交通省関東地方整備局からの通知（令和7年9月30日付け国関整建一産第5950号）について、当該業者から「監督処分を受けたものではない」旨の申し出があり、同整備局に事実確認をしたところ、市に事実誤認があったことが判明したものです。						
対応	当該業者は監督処分を受けておらず、下の措置要件を欠くことから、本市が行った入札参加停止を、当初に遡って取り消します。						
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td></tr> <tr> <td>ウ 府外工事等における違反</td><td>3月</td></tr> </tbody> </table> 備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。	措 置 要 件	期 間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反	3月
措 置 要 件	期 間						
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。						
ウ 府外工事等における違反	3月						



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課(担当：工原)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp